

放課後児童クラブ^(注1) 利用料助成事業のお知らせ

対象児童

各審査基準日現在、福島市に住民登録があり、

- 同一世帯の高校生年代^(注2)から数えて第2子以降の児童^(注3)
- 児童扶養手当^(注4)や生活保護を受給している世帯、または住民税非課税世帯^(注5)いずれかの第1子の児童

助成金額

児童扶養手当受給世帯

生活保護受給世帯

住民税非課税世帯



第1子

月額 2,000円

第2子

月額 2,000円

多子世帯

第3子以降

月額 4,000円

左記金額と月の定額利用料を比べて低い金額が助成金額となります

申込対象となる世帯

対象児童が放課後児童クラブを利用し、次に該当する世帯

- 定期的（週3日以上）に放課後児童クラブを利用するなどを前提として登録し、クラブの運営規程において定められている月の定額利用料の負担が発生している世帯。

助成金の審査について、4月～7月分は4月1日を基準日、8月～11月分は8月1日を基準日、12月～3月分は12月1日を基準日として審査します。

審査の結果、助成金について年度途中で非該当になる可能性があります。

お手続きの流れ

【お手続きはご利用クラブを通じて行います】

- 該当と思われるかたは、必要書類をご利用のクラブへ提出してください。
- 福島市が申込書をもとに対象であるかを審査・判定します。
- 審査・判定の結果をご利用のクラブ経由で申込者へ通知します。
- 該当者は審査・判定の結果をもとに、ご利用のクラブが示す利用料をお支払いください。

必要書類

福島市補助金 放課後児童クラブ利用料助成申込書

※必要に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

（注1）福島市が放課後児童健全育成事業を委託しているクラブのことです。

（注2）18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童のことです。

（注3）同一世帯外の児童についても、クラブ利用者と同一世帯内の保護者が扶養（税法上）している場合は含めることができます。

（注4）主にひとり親家庭に支給される手当。全部支給停止世帯は対象となりません。

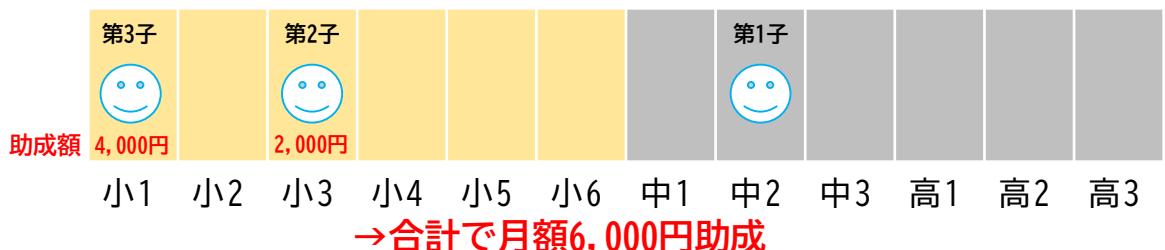
（注5）世帯の中に未申告者がいる世帯、または、世帯全員が住民税課税者に扶養（税法上）されている世帯は対象となりません。

本事業に関するお問い合わせ

福島市こども未来部こども政策課 TEL 024-525-3767

具体例

◇【多子世帯】19歳の子1人、中学2年生1人、小学3年生1人、小学1年生1人の場合

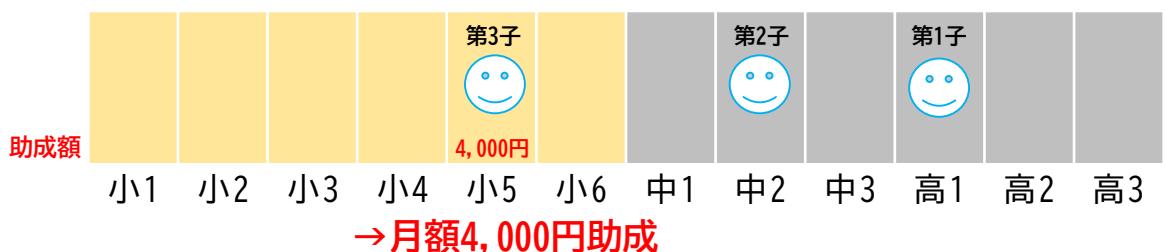


カウントしません
19歳

◇【多子世帯】小学6年生1人、小学4年生1人、小学2年生1人、小学1年生1人の場合



◇【多子世帯】高校1年生1人、中学2年生1人、小学5年生1人の場合



◇◆【多子世帯で児童扶養手当等受給世帯】小学5年生1人、小学3年生1人、小学1年生1人の場合



◆【児童扶養手当等受給世帯】小学1年生1人、未就学児1人の場合



【多子世帯非該当】小学1年生1人、未就学児1人の場合

